

第3回 コンフリクトの人文科学セミナー

紛争転換の諸類型と地域立脚型 ADR の世界的動向に関する研究： 「コンフリクトの人文科学」における共同研究の実施にあたって

大阪大学大学院人間科学研究科特任助教

石田慎一郎

2007年11月8日(木) 15:00 - 17:00 大阪大学大学院人間科学研究科(吹田キャンパス)東館105教室

栗本英世(司会:大阪大学人間科学研究科教授)

本日はグローバル COE プログラムの特任助教として赴任された石田慎一郎さんにお話ししていただきます。タイトルは「紛争転換の諸類型と地域密着型 ADR の世界的動向に関する研究——コンフリクトの人文科学における共同研究の実施にあたって」です。ADR という言葉をご存知ない方もいらっしゃると思いますが、要旨にあるように、Alternative Dispute Resolution、訳は裁判外紛争処理、代替的な紛争解決です。石田さんはADRをご専門に研究を続けてこられました。この問題は法社会学、法人類学の課題として、あるいは紛争の調停あるいは解決に関する実践的な課題として大変重要ではないかと思えます。今日は、今後特任助教として、COE のプログラムの一部として推進される、共同研究の構想を含めてお話いただけたらと思います。それでは石田さんよろしくお願いたします。

石田

本日は、グローバル COE「コンフリクトの人文科学」によるプロジェクトのひとつとして企画した、共同研究の趣旨と方針について説明する。研究課題名は、「紛争転換の諸類型と地域立脚型 ADR の世界的動向に関する研究」である。これからは着手する段階なので、原時点では概念や理論枠組が明確になっていない部分や、実証的な裏付けが得られておらず、いわば思いつきによるような点も一部ある。おかしな点があればご指摘いただきたい。

本日のプレゼンの概要については、セミナーについての事前の案内に記載している。それと同じものを、レジユメの冒頭にも改めて記載した。

本発表は、次の目的による共同研究(法人類学・刑事訴訟法・開発法学)の方針について述べる。司法改革・法整備支援の文脈で、ADR(Alternative Dispute Resolution)の理論と実践が世界的に拡大している。地域に根付いた調停モデル(地域立脚型 ADR)開発を目指す場合、その地域固有の法文化研究の知見を要請することがある。そこで、本研究では、(1)対争、争論、混争を含む包括概念としての紛争を対象にする。(2)一般にADRは民事司法分野に議論が集中する傾向があるが、刑事司法分野における修復的司法、さらには平和構築分野における non-violent alternatives をも含む「オルタナティブ・アプローチ」を広く研究対象にする。(3)「紛争解決」をめぐる政策モデルや、「紛争処理」をめぐる記述モデルとは異なる、「紛争転換」をめ

ぐる実践モデルに焦点を合わせ、アジア・アフリカ諸国におけるコンフリクト諸問題の「転換」に向けた実践的提言を目指す。

この発表要旨には、あまり一般化していない用語が含まれている。そこで、本日はそれぞれについて私が考えるところを含め、共同研究の趣旨全体について説明したい。

実質的な議論へと進む前に、まずは、この共同研究とグローバル COE 全体との関連について述べたい。つまり、グローバル COE「コンフリクトの人文科学」の全体方針において、この共同研究がどのような位置づけにあるか、グローバル COE に対してこの共同研究がどのように貢献しうるのかという点である。

レジュメに【本研究教育拠点の方針】と題して、箇条書きで1から5までの計5点を記載した。これは、すでに、グローバル COE の仮設ウェブサイト上で、公開されている PDF ファイルの中から引用したものである。それによると；

1. 対立とコンフリクトの状況について個々の事例ごとに現実を経験的かつダイナミックに把握する。
2. 個別に生きる人びとの視点と実践を現在進行形の中で臨床的に捉える。そのためにフィールドワークに基づいて資料収集をはかる。
3. そうした資料に基づいて、分析のための概念装置の洗練と理論構築を進める。その際個別の学問分野に閉じることなく、関係しうる学問分野を広くリベラルに展望する。
4. 概念化と理論化は、欧米中心主義的な「歴史の終焉」や「文明の衝突」などに還元するのではなく、新しい枠組みによる。そうした枠組みを求めて、欧米や欧米外の研究者を含む国際的な協働を実現する。
5. そのような協働に基づいて、問題への実践的取り組み（対立やコンフリクトの解消ではなく軽減に向かうような現実的な取り組み）を、理解と対話の中に目指す。

レジュメ中に引用した箇条書き1から5の文章の中に、部分的に太字にした部分がある。この部分が、共同研究を企画するうえで強く念頭にいった点である。例えば、共同研究の研究課題に含めた「紛争転換」という用語は、箇条書きのうち五つ目の点、特に、「対立やコンフリクトの解消ではなく軽減に向かうような現実的な取り組み」における一つのアプローチを示すものと位置づけている。「紛争解決」や「紛争処理」ではなく「紛争転換」とした点にそうした意図を含めている。この点は後ほど説明する。

次に、この研究が共同研究である理由を説明する。この研究の目標を実現するには、研究者一人の手には負えない膨大な専門知識と情報収集が必要になる。また、研究分野としては、とくに法人類学・刑事訴訟法・アジア法・開発法学等の専門研究者が中心的な役割を果たし、それぞれに知恵を出す必要がある。

しかし、例えば人類学と法律学との間、さらには基礎法学と実定法学との間にも、理論、方法論両面でそれぞれの個性が認められる。学際研究では、互いに対する役割期待がずれ違いに終わってしまったり、実質的な議論に発展しなかったりすることがしばしば起る。しかし、この共同研究では、「異なる分野の研究者が顔を合わせたことに意義があった」ということではすまされないのが、実質的な協働が自然に導かれるような工夫をしたい。とくに法律学は研究者のコミュニティが人類学に比べて遥かに巨大であり、また専門が細分化している。従って、法律学に係る共同研究を企画する場合は共通の前提や共通理解を確保しておく必要がある。幸い、共同研究のメンバーの多くが日本の法人類学のパイオニアである千葉正士先生の法理論に親しんでいるので、例えばこの点を議論のたたき台として活用できるのではないかと考えている。

もうひとつの工夫として、共同研究に関連する特定の研究書を共同翻訳することも視野に入れている。こうした協同作業のなかから実質的な共同研究が発展するのではないかと考える。共同研究には、自分と同年代の若手研究者で、しかも既に共同研究に関連するテーマで論文を書いている方に参加を依頼したので、緊張したり遠慮したり恥ずかしがったりせずに、率直な意見交換することが可能になるのではないかと思う。また、それぞれのメンバーがこの共同研究以外にもさまざまなところで顔をあわせる機会が過去にあった。例えば、法人類学の若手研究者が集う研究会、法人類学勉強会での取り組みがある。また、法哲学の先生が中心になって組織されている法文化研究会にも全員ではないが一部のメンバーが加わっている。他にも日本法社会学会における若手の研究者の集まりもある。このような場も活用し、外部の研究会とも緊密に連携しながら研究を進めていきたい。

ここから実質的な議論に入りたい。本研究でいう「紛争」とは「コンフリクト」と置き換え可能である。研究開始の初期段階にある本日は、「紛争」をどのように概念化するかという点を説明する。もちろん、これからの研究過程でこの概念枠組を修正する必要性が生じる可能性はあるが、本研究でいう「紛争」「コンフリクト」がどの範囲の社会事象を指し示すかを明らかにしておく必要がある。

さきほど名前を出した千葉正士は、1980年の著作である『法と紛争』において、最も包括的な概念としての「紛争」に含まれる下位概念を3つないし4つに類型化している。これをレジユメの紛争の諸類型の箇所に示した。

対争 contention : 「対立する二つの社会的主体間の意識的な攻撃防御」【戦争・争論を含む】

争論 dispute : 「対争のうち言語上のもの」「一般の紛争研究において考察されたものが実はほとんど対争であったのと同様、法律家あるいは法研究家が紛争と言うのも、大部分は、実はこの争論であった。」「争論は、具体的な対争を意図的に加工・変形して得られる、抽象的な対争形態の一つである。抽象化の仕方を誤るとその処理がかえって困難になるとともに、適切に行われるとそれが進展する。」

競争 competition : 「複数の社会的主体が共通の目標を優先的排他的に達成しようとする争い」【争われる紛争対象が当事者の外部に位置する】

混争 disturbance : 「多数の社会的主体相互間の均衡関係に生ずる混乱」【騒動・暴動を含む】

3 類型の1番目が対争、2番目が競争、3番目が混争である。そして、これらを4つに分けるとすれば争論が挙げられている。千葉は対争の下位分類として争論を分類しているが、私は争論も独立した項と考えている。この研究では対争・競争・混争・争論の4分類として考えていきたい。

対争は、裁判や広い意味での葛藤、戦争あるいは武力衝突も含む概念として提示されている。抽象的には「対立する二つの社会的主体間の意識的な攻撃防御」と定義される。競争は、争う主体が（2つではなく）複数の場合である。それが「複数の社会的主体が共通の目標を優先的排他的に達成しようとする争い」である。3つめが混争である。これは、騒動・暴動を含み、基本的に無秩序という状態を想定しているようである。

ここでは争論が、対争の下位分類になっているが、ここで議論されていることが面白いので紹介したい。争論は対争のうち、特に言語上のものを言うとして千葉は述べる。つまり、いわゆる法律学が想定するような紛争、裁判のことである。つまり、殴りあうようなことは絶対にしない。あくまでも言葉で自分の主張、意見を相手に対して表明するのが争論である。千葉が、従来の法律学上の紛争研究の批判として述べた点が次の点である。これはレジユメに引用したが、「一般の紛争

研究において考察されたものが実はほとんど対争であったのと同様、法律家あるいは法研究家が紛争と言うのも、大部分は、実はこの争論であった。」つまり、法律学で想定している紛争とは、極めて部分的な対争の中の一部のものでしかなかったということである。争論とは、具体的な対争というよりも意図的に加工、変形して得られる抽象的な対争形態のひとつである。その抽象化の仕方を誤るとその処理がかえって困難になると千葉は述べている。

要するに、千葉も指摘しているとおり、法律学では「紛争」というと「言語上」の攻撃防御としての争論のことを真っ先に指示してきた。現在もその点は変わらない。法人類学、紛争に関する人類学においても、おおかた紛争イコール争論であった。しかし、人類学一般においては、紛争イコール争論ではなく、葛藤・決闘・武力衝突・戦争をも含む包括的な概念として「紛争」を使用してきたのではないだろうか。人類学ではもう少し広い意味合いで「紛争」という概念を用いてきたという印象がある。

千葉による4類型のうちの「争論」について述べたところで、「一般の紛争研究において考察されたものが実はほとんど対争であったのと同様、法律家あるいは法研究家が紛争と言うのも、大部分は、実はこの争論であった」という一文を引用した。この点に注意しなければならない。

本研究課題における「紛争転換」(conflict transformation)という用語は、平和研究ないし平和学、あるいは平和構築分野における、とりわけ紛争地域・武力衝突のあるような地域での平和構築分野の実務においても少しずつ一般化している概念である。そして、研究課題のなかの鍵になるもうひとつの概念であるADRは、今日の民事訴訟法分野において注目を浴びている方法論またはアプローチである。このように、本研究課題を前半と後半に分けると、前半は平和研究分野における紛争対処のアプローチ、後半は民事訴訟法分野における紛争対処のアプローチである。

こう述べると、平和研究分野の視点と民事訴訟分野の視点をいっしょくたにしている見当違いであると、それぞれの分野の専門研究者から指摘を受けるかもしれない。しかし、先ほどの分類のところでも述べたように、この研究では全てを含む包括概念として紛争を位置づけたいと考えている。それには研究上の戦略がある。これらを統合する理論枠組を構築していくことが可能ではないかという予想があり、また、それが要請されていると考えているからである。理由のひとつとして、千葉教授の一文を引用する。

3形態は類型であるから、また、現実の紛争はそのうちの一類型にだけ属する単純なものではなく、多くの場合は諸類型の重複という形で現象する。(中略)現実の紛争は、そのような諸類型の重複ないし移行過程として生起するものである。(中略)三類型を孤立させ単独に考察することも、特定の目的のためには有意義だが、紛争現象の全体について十分な現実観察をするには足りない。

千葉正士『法と紛争』三省堂、1980年、49-50頁。

つまり、前半と後半で分野が違う概念を一緒にしているのではないかという指摘はあるかもしれないが、この研究会では紛争を包括的に捉えることを一つのアプローチとして想定しているので、むしろ、積極的にそのように考えていきたい。

もう一つの理由としては、「オルタナティブ」というところで、紛争転換とADRが繋がってくると考えている。この点を今日は少し詳しくお話ししたい。平和研究における「紛争転換」も、民事訴訟法におけるADRも、同じような思想や理念を共有している部分があると私は考えるからである。

2 オルタナティブ・アプローチ

ADRは、Alternative Dispute Resolutionの略称であり、直訳すれば「代替的紛争解決」になる。しかし、日本では「裁判外紛争処理」や「裁判外紛争解決」と翻訳されることが一般的である。日本では今年の4月に、いわゆるADR法が施行された。ADR法の正式名称は「裁判外紛争解決手続の促進に関する法律」である。これをうけて、ADRの何たるかが新聞紙上等で紹介されるようになってきている。一言で説明すれば、裁判所で行われる通常の裁判所での訴訟以外の手段で紛争に対処する制度や仕組みのことである。このADR法の施行によって、裁判所以外の紛争処理機関による調停、紛争の処理この仕組みを利用する制度的枠組みが整った。グローバルCOE「コンフリクトの人文学」の前に行われていた「インターフェイスの人文学」における「臨床と対話」班には、日本におけるADR導入に関する研究、ワークショップ等の蓄積がある。その報告書を含め、先のCOEの成果も、この研究会にとって貴重な研究リソースとなるだろう。

日本に限らず、ADRが制度的に拡充されることにより、利用者にとっては、裁判所における紛争処理の場合に要する経費と時間を大幅に節約することができるようになったという評価がある。それは、迅速性と手軽さにおいてADRを評価する見方である。しかし、ADRがそもそも議論されるようになった思想的背景あるいは社会的背景を考慮すると、迅速性や手軽さにおいてADRを評価することに対して懐疑的な意見を呈示する研究者もいる。

レジュメに、早川吉尚先生の論文の一節を引用した。この論文は、通常裁判に対するオルタナティブとして構想されたADRの思想的背景に言及しながら、「手軽な裁判」あるいは「ミニ裁判」として一般化してしまったADRの現状に批判的な意見を示した論文の代表例である。それによれば；

権威者の判断を仰ぐような権力的紛争処理システムそれ自体を嫌悪し、紛争に直面した当事者同士が自分たちの手により解決方法を発見するための非権力的な紛争処理システムを希求した。それが、裁判とは本質的に異なる紛争処理システム、すなわちAlternative Dispute Resolutionであったのである。

早川吉尚「紛争処理システムの権力性とADRにおける手続の柔軟化」早川良尚『ADRの基本的視座』不磨書房、2004年、11頁。

つまり、ADRとは、時間が短くて済む、お金がかからなくて済むということではなく、オルタナティブという着想の根本的なところには、本来、従来の裁判所に対する懐疑というものがある。

次に、人類学の観点からADRがなぜ面白いのか述べたい。ADRのもう一つの背景として、アジア・アフリカという文脈を指摘する必要がある。ADRはアメリカでもともと方法論、理論が発達したと言われている。そのアメリカにおいて、「オルタナティブ」を構想するもとのきっかけは、アジア・アフリカの村の寄合や長老裁判や、それらについて書かれた人類学のモノグラフにあったということを指摘する法律学の研究者がいる。私は、この点にたいへん興味を持っている。

さらに興味深いことに、アフリカやアジアの寄り合いをモデルとしたものがアメリカ・ヨーロッパで発達し、現在、司法分野における開発援助または法整備支援の文脈で、アジア・アフリカ諸国に対してADRを導入させようという動きが出てくるようになった。もともとはアジア・アフリカに由来するが、トランスナショナルに「逆流」していく現象ともとらえられる。開発における適正技術という観点から、ADR事業が地域に根付いた調停モデルの開発をめざす場合、その地域固有の紛争処理に関する法文化研究の知見を要請することがある。この点も面白いと考えている。

こうした点でのADRのアジア・アフリカへの拡大ないし「逆流」という点については、昨年（2017年）の第80回トランスナショナル研究セミナーで報告した。先週刊行の『法律時報』にセミナーでの報告をもとにした文章が掲載されたので、本日は補足資料としてお配りしている。今回組織する共同研究は、このようなADRの由来や逆流というトランスナショナルな動向を報告したこのセミナーでの話が基本にあり、それをもう少し発展させたいという試みでもある。

しかし、共同研究の研究課題では、「ADRの世界的動向」とするのではなく、「地域立脚ADRの世界的動向」と限定している。これは、先ほども述べたような迅速性と手軽さを売りにする、いわゆる「ミニ裁判型」ADRの動向を調べるのではなく、そもそも「オルタナティブ」という問題意識から始まった思想的背景を視野に入れたうえでの、通常裁判に代表される近代西洋の手法に対するオルタナティブを、世界的かつ比較論的に考えてみたいという意図を込めているからである。そうした意味で、地域立脚型ADRを、人文社会学的に研究することによって、アジア・アフリカ諸国においては、かつての植民地支配に由来する多元的法体制、近代西洋的の法が頂点にあつて地域固有の紛争処理が周辺化されている状況に対するオルタナティブの可能性や、非常に大きな課題の数々を考えるうえで、実践的な提言ができるのではないかと考える。

既に述べたように、法律学では、ADRというとは一般には民事訴訟法分野に議論が集中する傾向が認められる。しかし、「オルタナティブ」を根本的に考えていこうとする、また、「紛争」を千葉先生の分類で言う争論だけに限らず、対争も競争も混争も含ませて考えていくというならば、刑事訴訟分野や、さらには平和構築分野についても同じような研究関心による理論化が必要である。

この「オルタナティブ・アプローチ」を刑事訴訟法分野で考えると、「修復的司法」というアプローチが現在注目を集めている。修復的司法とは、応報的・懲罰的・違背に対する否定的サンクションに対する、オルタナティブ・アプローチを基礎づけた思想である。この応報的司法は、一言で言えば、規則の厳格な適用と加害者に対する厳罰を特徴とする。それに対して修復的司法は、被害者救済を第一に優先しながら被害者と加害者との関係修復を志向するモデルである。もちろん、加害者に対する厳罰を一律に否定できるわけではないが、しかしながら厳罰のみでは被害者救済の側面が見落とされてしまい、被害者をとりまく人間関係や生活環境修復の側面が見落とされてしまうのではないかという問題意識が根底にある。日本でよく読まれている代表的な修復的司法に関する本で、『修復的司法とは何か』というものがある。その著者であるハワード・ゼアによる一文をレジメに引用した。それによると；

現行司法制度は罪責に関して決定を下す制度である。したがって、過去（何をしてしまったかということ）に焦点が合わせられる。聖書のジャスティスはまずは問題を解明し、解決法を見つけ出し、健全な状態に修復させ、将来に目を向けようとするものである。〈注1〉

要するに、何が起ってしまったのかということだけではなく、これからどうするのかということを考えるということである。一言でこのように言うと言弊があるかもしれないが、修復的司法とは、規則志向のアプローチから関係志向のアプローチへという言い方も出来るかもしれない。

この中の「聖書のジャスティス」の聖書について考えたい。ゼアは、メノナイトというキリスト教の一派に属する知識人でもあり、「聖書のジャスティス」という言葉が、そのことを示す象徴的の文言になっている。メノナイトあるいはメノ一派は、刑事訴訟法分野における修復的司法ならびに紛争地域における平和構築分野において、独自の平和思想をもとにした数々の事業を行っている。メノナイト中央委員会というものがあり、これは開発援助機関と言えるような活動を、世界各地で行っている。私はケニアのオフィスで話を聞いたことがあるが、例えば乾燥地における水供給事業や、HIV・AIDS対策などをしてきた。しかし、メノナイトの個性が顕著なのは平和事業である。これはMCC（メノナイト・セントラルコミッティーの略）の活動の基本方針のひとつになっている。

つまり、この『修復的司法』という本を書いたこの人は、メノナイトの、被害者を介した調停事業ということで実務の仕事をしてきた経験のある人物である。ゼアがメノナイトの知識人であるという文脈を、刑事訴訟法学者はどう捉えるかということに私は非常に興味をもっている。そして刑事訴訟法分野と平和構築分野は、「メノナイト」を一つの共通アプローチとして、そこからまた物事を考えていくことができるのではないかと構想している。もちろん、修復的司法はメノナイトの専売特許ではないので、メノナイト以外のところでも修復的司法という言葉をつかった事業は行われている。しかし、意外なところでメノナイトの人が関与したりするという事例も多々ある。その点も興味深い。

今日配布した『法律時報』の文章は「ADRとメノナイト」という点を昨年のトランスナショナルリティ研究セミナーで報告させていただいた成果である。昨年のセミナーでは、世界各地で活動するメノナイトをひとつの軸として「オルタナティブ」をめぐる世界的動向を考えるという点にも触れた。

このような意味で、修復的司法と平和構築における和解は、共通して議論しうるものが何かあるのではないだろうか。ADRと修復的司法の関係、ADRと平和構築、平和研究の関連は、まさにこれから共同研究の中で理論構築していかなければならないと考えている。レジユメの3ページ目にADRと修復的司法の関連ということで、前原宏一先生の論文の一節を引用した。私は法学出身ではないので、この論文を探したときに、このようなことをきちんと議論している論文はともありがたいと思った。修復的司法と裁判外紛争処理はどのように関係してくるのだろうか。一方は刑事訴訟法、一方は民事訴訟法であり、似ているようで似ていないところがあるので困った。前原先生によると、

「RJ（修復的司法）とは、特定の犯罪の関係者達が、その犯罪の事後をどのように扱うか、また、その将来に向けた関わり合いを、集団的に解決するプロセスである」と定義される。そして、こうしたプロセスへの参加は当事者の主体的判断によるものであるとされることから、先に挙げたADRの特徴はRJにも見られるということになる。（注2）

この文章だけだと分かりにくいのが、修復的司法とADRに共通するキーワードとなりうるのが「対話」という言葉ではないかと今は考えている。この共同研究では、民事訴訟法、刑事訴訟法、平和研究のそれぞれにおける「オルタナティブ・アプローチ」について、今すでにあるいくつかの理論をきちんと頭の中で整理して、専門の方に教えていただきたい。そして、近代西洋の法に対するオルタナティブ、あるいは法に限らず平和構築の手法など、紛争解消のアプローチとしてのオルタナティブを考えてみたい。

3 紛争転換

最後に、紛争転換に話を進めたい。先ほどは、メノナイトの事業例を通じて、修復的司法と平和研究は繋がるようだと述べたが、その研究課題の前半に「紛争転換」という言葉を挙げたこれについて私の考えるところを説明したい。

インターナショナル・アラートというNGOが編集した『紛争転換リソースブック』という、この研究にとって非常に役立つ資料がある。以前はインターネット上で、英語版と日本語版が無料でダウンロードできていた。現在は、英語版はホームページからダウンロードできるようだが、日本語版の行方がよくわからなくなってしまった。私は既に日本語版をダウンロードしていたので、その中からレジユメに一節を引用した。この本はとても便利である。まず、「紛争転換」というなじみの無い用語について詳しい解説がある。そして、紛争転換というアプローチを説明した後に、一体それをどう実現すれば良いか、そのための養成プログラムがマニュアルのように示されている。そして、最後の方に文献一覧がついて

おり、これがこの共同研究にとって役立つリソースである。私は平和研究については勉強を始めたばかりで、説明をしつかりできないが、このリソースパックの中に分かりやすい説明があったので引用する。

紛争解決には様々なアプローチがある。しかしながら、紛争をただ単に終結することのみを目指したアプローチは、長期的には機能していないことが多い。力づくで鎮められた紛争はしばしば再燃化する。紛争が発生したそもその原因を取り除くことなく締結された和平、あるいは紛争当事者がたとえ一方でも不当に扱われたと感じている和平は決して長続きはしない。

ここで使われている**紛争転換**とは、すべての紛争当事者の不平に耳を傾け、彼らの要求するものや対立する主張を認知することを目的とする特別なアプローチのことを指す。このアプローチでは、停戦や紛争の終結を早期に実現する方策のみに注目するのではなく、むしろ紛争が暴力化していく過程を重視する。紛争が起っている社会に蔓延する不平等や不公平さといった構造的問題に目を向け、武力闘争に代わる現実的な代替案（オルタナティブ）を提供する。このアプローチは、暴力化し破壊的になってしまった紛争を、紛争や暴力の温床となった諸要因を次々と取り除くこと、あるいは少なくとも削減することによって社会変革を促すような建設的な力へと変えていくことを目標としている。このような努力の結果もたらされる平和とは、しっかりとした基盤の上に立ち、永く続くのである。

インターナショナル・アラート『紛争転換リソースパック』4-5頁

分かりやすい説明なのでこのまま貼り付けた。恥ずかしながら、私は、まだ自分の言葉で「紛争転換」の理論的概要を詳しく述べることができない。良く理解できないままにこの概念を使ったのにも、一つ理由がある。実は『修復的司法とは何か』の著者であるハワード・ゼアと同様に、メノナイトの知識人であるジョン・ポール・レデラックという研究者の仕事がある。私は、以前はパプアニューギニア、その後はケニアを調査しているが、どちらでもレデラックという名前が出てきて、彼の名で平和事業をしている。現在メノナイト・ケニアの中では、このハワード・ゼアが非常に大きな存在になっている。そのため、このゼアとレデラックに注目している。レデラックはたくさんの本を書いているが、ある本の副題に「紛争転換」という言葉があり、私は初めてその言葉を知った。調べてみるとレデラックは、「紛争転換」という言葉を使って、例えば紛争転換を実現するための実務家の要請マニュアルを作る仕事などをした、先駆的研究者のひとりであった。そのため私はこの言葉にこだわっている。

また、インターナショナル・アラートの『紛争転換リソースパック』などを読み、代替的アプローチという点で、ADRや修復的司法は何か繋がるのではないかと、繋げられなければいけないのではないかと考えた。千葉が示したように、民事訴訟法は広い紛争概念の中でも争論にしか焦点を当てていなかった。対争のうち言語化されたものだけを扱っていたのである。日本でいうADRも、多くの現象のうち、争論についてしか述べていないのである。しかし、いろいろな形の紛争、様々な形に変化する紛争の、ごく一部を抽象化したものが民事訴訟法上の紛争であるということからすると、ADR・修復的司法・紛争転換というアプローチがお互いにばらばらであっていいのだろうか。アジア・アフリカ諸国ということや、コンフリクト問題を考えるときに、草の根から国のレベルまで、どこに紛争の遠因があるかわからない。何か、全てが繋がっていると考えると、ばらばらになったアプローチをきちんと整理していかなければならないだろう。

4 共同研究で予定している事業

最後になるが、最初の方で「実質的な協同が自然に導かれていくような工夫」と述べたことをもう少し具体的に説明したい。それが、共同研究で予定している事業という点である。こうしたほうが良いという助言をいただければと思う。

- ・ 大阪大学で共同研究会を開催する。
- ・ 2007年度内にイギリス・アメリカ・ベルギーに各1名を派遣し、手分けして国際研究者ネットワーク構築に着手する。
- ・ 共同翻訳ならびに書評執筆をめざす。共同研究メンバーのうちの有志が2008年度中の完成を目指して、本研究に直接関連する書籍の共同翻訳を実施する。また、ただちに（2007年度中）、直接関連する書籍の書評論文を積極的に執筆する。共同翻訳と書評は、2007年度中に訪問する海外研究者の著作が対象となる。

国内においては、先に述べたような様々な研究会等があるので、そこで先生や先輩たちに教えていただきながら、きちんと整理していきたい。頭の中で整理することに加えて、宿題があったほうが実質的な議論が進むので、この事業を加えた。これによって自分の頭の中で考える、分からないことは聞くという工夫をしていく。

- ・ 2008年度か2009年度に上記の海外研究者を大阪大学に招聘する。公開討論を行う。

これも希望だが、研究を深めた上で、上記の研究者たちや、国内の先生・先輩に大阪大学に来ていただき、私達の研究の中で出てきた疑問を逆にぶつけてみたい。

- ・ 一連の研究成果をG-COEの刊行物、学会誌投稿論文、可能であれば最終的には単行本出版の形で開示する。

最後にレジュメの4枚目に書いたのは、共同研究会に参加を承諾してくださっている方である。今後も加わっていただける方がいれぱと思うが、まずはここに書いたような、文化人類学、法律学分野から6名の方に参加していただく。きちんとした研究にしたいと思う。よろしく願います。

質疑応答

栗本

どうもありがとうございました。本グローバルCOEの事業推進担当者としては、担当者以上にCOEの趣旨に正面から取り組んでくださり、共同研究を構想していただいているので、大変心強い。今日のご発表は、これから進めていくべき研究の骨組みについてお話しいただいたので、今後どのように肉付けしていくのが問題になる。そもそもADRや修復的司法という概念自体の思想的な背景や、それを実践していく上での諸問題を非常に多岐にわたる問題に取り組もうとされている。一つだけ先に申し上げておくと、このハワード・ゼアの『修復的司法とは何か』の中で、「ジャスティス」という言葉がカタカナで書かれているが、これは翻訳の引用だろうか。

石田 はい、そうです。

栗本 しかし、英語のjusticeと日本語の「正義」は、だいぶニュアンスも背景も違うだろう。そのあたりの問題も含め、質問やコメントを受け付ける。

友枝（大阪大学）

2点あるが、まず1点だけお聞きしたい。私フィールドワークや外国のことは全く知らない前提でお聞きしたい。ADR

という話がなぜアメリカで出てきたかということを少し教えていただきたい。私はアメリカ社会についてあまり知らないが、刑務所が民営化されるなど、公的部門が削減されつつある、先進国の一連の流れの中にあるのかということである。ADR そのものは良いことかもしれないが、ニューギニアなどの地域がモデルとされながら、出自そのものはアメリカのほうから出たということか。

石田 まず、一般的な言われ方として、「訴訟社会アメリカ」というものがある。また、「訴訟好き」という言葉もあり、これは非常に面白い概念である。これについて研究した本も人類学にある。例えば「アフリカ人は訴訟好き」という言い方も、実は昔の人類学のモノグラフやイギリス植民地行政官の文書の中にある。「訴訟好き」に関しては、「私は訴訟好きです」と語られるのではなく、第三者や第三者集団に対する価値付けの時に「この人たちは訴訟好きだ」という言い方がされる。アメリカも現状では、「訴訟好きな」「訴訟社会」として語られている。しかし、私が論文や本を読んだ限りでは、実際の訴訟件数がものすごく多いわけではなく、質的な「訴訟社会」であるといえるだろう。誰も彼もが裁判所にいくというわけではない。しかし、裁判所の中で法的に、千葉先生の用語で言えば「抽象化されていく度合いが非常に高い。」このような意味での訴訟社会・法化社会としてのアメリカに対するオルタナティブとして ADR が構想されたのではないだろうか。

もうひとつ、時代的背景を指摘する研究者もいる。例えば60年代アメリカの社会的・政治的背景があってオルタナティブを求める声が強くなったということである。ADR がアメリカで言われるようになったのは、60年代以降である。70年代から徐々に現れ、80年代にはADR という共通の言葉が使われるようになった。90年代にはもう世界的に広がった。整理して述べると、質的な意味での、訴訟社会・法化社会アメリカということと、60年代アメリカというものがあり、アメリカでADR の考え方が出てきた。その時に何を求めたかと言うと、アフリカ・アジアなど、法人類学が伝統的に扱ってきた、地域固有の紛争処理であるといわれている。

また、公的部門が削減されている背景については、同じ観点から ADR を批判する論文を私も読んだことがある。裁判に対するコストはもちろん当事者も負担しているわけだが、裁判は法的なサービスとしてもあるわけで、国も負担している。比喩的に言われるところでは、職業法曹として仕事をしている人からみれば「つまらない」事件、ケースをなぜわざわざ裁判所に持ってくるのかという疑問がある。そういうものは民間でやった方が、裁判所に対する負担が軽減するというものである。つまり、裁判所に対する負担を軽減する目的がこの ADR が出てきた背景にあるのではないかということ、批判的な意味で言っていたかと思う。法社会学の先生がどなたかそのような論文を書いていた。

友枝 わかりました。もう一点は時間があったら聞きます。私が述べたかったのは、先進社会は、サッチャーやレーガン以降、ネオリベリズム政策の流れできているので、それと関係あるかもしれないと思った。しかし、60年代ということだと、少し違うかもしれない。社会学の立場から言うと、どうしてもネオリベリズムに批判的になることをスタンスとしてとらざるをえないので、余計なことだが言っておきたい。

常田夕美子 (大阪大学グローバルコラボレーションセンター)

非常に素朴な疑問だが、オルタナティブと言ったとき、アジア・アフリカにそれを求めるのは、少し安直ではないだろう

うか。また、ここに引用されたインターナショナル・アラートの箇所についてで、このアプローチは暴力化し破壊的になってしまった紛争から、紛争や暴力の色々なファクターを取り除くことによって平和を構築するという話だったと思うが、それ自体がイデオロギーなのではないか、その点についてどうお考えになるか。

もうひとつは具体的な話で、実際に色々な国に行かれて色々な先生方の話を聞くということだが、具体的にどのような話を聞くのかということ、また、どのような調査方法をとられるのだろうか。

石田 アジア・アフリカにオルタナティブを求めるのは、確かに非常に短絡的な発想かもしれない。今日は上手くこたえられないが、ひとつだけ述べたいのは、例えばこのようなことがよく話題になる。西洋と非西洋を分けるのはよくある手だが、誤った比較というものがある。西洋と非西洋を比較するときに、一方は公式法・制定法を持ってきて、他方には、例えば東アフリカ〇〇社会の地域固有の紛争処理を比較する、というものである。これは西洋と非西洋を比較しているわけではない。制定法というのは西洋の公式法であり、それをアフリカ〇〇社会の非公式な紛争処理と比較するのは、比較の次元が間違っている。比較するなら、東アフリカのこの社会の草の根の紛争処理と、アメリカやヨーロッパの草の根の紛争処理を比較せねばならない。そのことを今指摘されたのかと考えた。公式法と非公式法を出してきて、地域間の比較としてしまうことには注意していきたい。ただし、この研究では、言葉が足りなかったが、あくまでも研究対象とするのは東南アジアやアフリカにおけるコンフリクトの問題である。それぞれの地域の固有の紛争処理ということをもうひとつ考えたい。

もうひとつ、イデオロギーではないのかという点だが、インターナショナル・アラートは NGO なので、独自の理念を持っている。NGO はそれぞれ様々な思想があると思うので、きちんと勉強して整理していきたいと思う。

先生たちにどんなことを聞くのかという点についてはまだはっきりしていない。例えば、このプログラムはどういう意味合いなのかという聞き取りをし、分からないことを質問していく。具体的な質問内容は、研究会を始め、どのような素材を扱うかによって決まってくるだろう。

調査方法に関してだが、一からこの共同研究のためにフィールドワークをするということとはしない。これから調査を始めるには時期的に遅いし、成果をどんどん出していきたい。既に地域固有の紛争処理に関して研究のキャリアがあり、フィールドワークに関する基礎データを持っている方に集まっていただく。海外出張は全て、ネットワーク構築に特化する。

藤原（京都大学人文研機関研究員）

今日は、これまでばらばらに論じられてきた代替的、オルタナティブなアプローチを繋げて平和構築に向けた新しいアプローチを提言するというので、面白く聞かせていただいた。オルタナティブのことで一点伺いたい。ADR は通常裁判に対するオルタナティブということなので、手続きに対するオルタナティブといえるだろう。一方、修復的司法は、従来の刑事思想に対するオルタナティブであると思う。この二つはオルタナティブの意味合いが違うのではないか。なぜかという、民事裁判か刑事裁判かでやり方が変わってくるからである。民事裁判は結局お金で解決することなので、双方が納得すれば、対話で解決可能な分野である。刑事裁判はここにあるように、罪刑法定主義であるから、決まった罪に対して決まった罰が科されないといけない。お互いが納得して、「じゃあ牢屋 10 年で OK ね」というわけにはいかない。このように違った種類の紛争に対して総括的なアプローチを立てるとするのはすごく難しいだろう。これを繋げていくときに、

どこを工夫したらよいか、どのあたりまで今考えが進んでいるかということ伺いたい。もう1点は、2007年にADR法が日本でも成立したそうだが、これを拝見したところ、NGOが既にあるということなので、日本でどのような活動が具体的にあるか内容をご紹介いただきたい。

石田 民事裁判と刑事裁判が機能的に全く異なるという点は重要な指摘だと思う。私も法人類学をやってきて、自戒を込めて述べるが、ずっと争論、Disputeの研究をしてきた。しかも民事訴訟や、村の寄り合いでの家族内の紛争、例えば婚資がどうやり取りされて、どう揉めるのかというような、法律学的に言えば家族法分野に関わる紛争で、紛争全体については研究してこなかった。私が理解する限りでは、民事訴訟は、お互いに主張をぶつけ合う場、意見表明をする場として機能している。つまり、主張を表明するというような、アクションがあってはじめて進むものである。

裁判は、強いものが一方的に自分の主張を相手に押し付けないように、様々な細かい仕組み、防御装置がついている。したがって、例えば早川先生の論文にあるように、ADRはそういう装置をきちんと確保した上でADRと言っているのかだろうかという疑問はある。いきなり、お金が安く済むから、時間が短くて済むからという理由でADRが使われると、結局のところ今までなら許されなかったような、強い主張ができる人が弱い者を押しつけてしまうことになってしまうのではないかと早川先生も主張されていたと思う。基本的には民事訴訟はお互いが主張をぶつけ合う環境がどれだけオープンな形で確保されるかということに、色々な仕組みを組み込んでいるのが特徴である。一方、刑事訴訟というのは、基本的に国が管理し、一方的に訴えてくるものである。このように、民事訴訟と刑事訴訟は性質そのものが違うということ分かる。そうすると、全然性質の違うものに対するオルタナティブをどうつなげていくかということに焦点が当たるが、おそらくここで中途半端なことを言わずに勉強してから答えたほうがいいのかと思う。答えられない状態ですみません。

栗本

最初に戻ると、近代国家における裁判制度に限界や矛盾があるのは確かだ。また、応報的、懲罰的な司法があり、修復的な司法という考え方も非常に大切である。さらに、世界のあちこち、アジア・アフリカに限定する必要はないが、世界中で裁判外の紛争の解決が色々な形で考えられていて、それを研究することは、非常に意味があると思う。そこで、もう一度おうかがいしたいのが、このADRと修復的司法、あるいは紛争転換の問題を研究することが、なぜ重要で面白いかということである。最初の友枝先生の質問にあったように、アメリカでADRが現れたとすれば、背景には明らかに裁判制度の民営化や経費削減というファクターがあるわけである。それだけなら面白くも何ともないので、それだけでは片付けられない何かが必要なのではないか。例えば、コンフリクト・レゾリューション、紛争解決というのは国際社会においても非常に重要な概念で、それに従って過去二十年にわたって、さまざまな試みがすでに行われてきた。しかし、ちっとも紛争は解決されていない。そういうことで、もう解決はやめて転換にしましょうとなったわけである。また、紛争解決するよりも紛争転換のほうがより包括的な概念である。つまり、紛争だけでなく、紛争の背景の原因も断ち切るのだから、当然、社会開発・人間開発などもこの概念には含まれている。しかも、この考え方だと紛争の専門家によりたくさんのお金が入るようになる。紛争解決といったときには、当事者が戦いをやめましょうと合意してサインすれば一応終わるが、紛争転換ということを主張し始めると、それだけで終わらないのではないか。つまり、紛争転換という概念の流行には、こうした背景もあるだろう。これまでは復興支援や開発援助の人たちがやってきたことが紛争転換に含まれるということ

である。話を戻すと、今までの議論を踏まえて、なぜこの ADR・修復的司法・紛争転換の問題が重要かつ研究テーマとして面白いかということをご説明いただきたい。COE プログラムの目的などはさておいて、石田さん個人にとってはどういものだろうか。

石田 一つに、法人類学が生きてくるといことがある。例えば、今回の研究に入らせていただいている方にも一部法学の専門で、法整備支援などの分野で研究をしている河村有教さんがいる。河村さんが書くものなどを読んでも、非常に法人類学に対する期待が大きいことがわかる。なかなか法律学の専門家が実際に長期にフィールドワークをすることは難しい。地域固有の、その地域で行われているような紛争処理の実態を知っているのは誰かということ、やはり人類学者である。実践的な平和構築や法整備支援のために、地域の法文化研究の知見が必要である。その時に法人類学が出てくる。私はずっと社会人類学、その中でも法人類学をやってきて、ここできちんとやっていかないと、せっかくある法人類学が役に立たなくなってしまう。せっかくこれだけ向こうから、法人類学と一緒にと本の中でも呼びかけられているので、一緒にやってみたい。実際の研究に対する社会的な要請や、法人類学を実践的に生かしていく方法を考えたとき、このようなテーマでいくと色々なところに繋がっていくだろう。これをするときにはやはり、人類学でやってきた包括的なアプローチを取りたい。せっかく人類学でやるだから、例えば ADR だけをやるのではなく、実際に紛争とはどういう社会事象なのかということ人類学的に捉えることを考えていきたい。

栗本 今おっしゃったことはよく分かるが、誰のため、何のために生かすのかが大切だろう。法社会学の分野で有用性があるのはよく分かる。法人類学者がそれに答えることができる、あるいは法人類学者だけが答えることができるというのもよく分かる。しかし、お話をきくと、石田さんはやや、人類学者の役割を地域研究者的な情報の提供者として、非常にハンブルに規定されているところがある。人類学者としてもう少し誇りを持ってほしいと思う。むしろ法社会学や ADR という考え方全体の枠組み自体に、どのような形であれインパクトを与えるようなものでないと、法人類学者の立場としては、意味がないと思う。

加藤 (堺市職員、連携研究者)

私は石田さんのプランに全て賛成したわけではないが、面白そうだと思ったことを1点だけ述べたい。それは、先ほど常田さんをご質問された箇所と同じところだが、紛争を社会変革を促すような建設的な力に変えていくということである。これは紛争の中にある力を肯定的に捉えていこうとする姿勢であると理解できる。もちろん、紛争が暴力的で破壊的になっている地域も沢山ある。しかし、たとえば、村のなかで喧嘩が起きると、それをきっかけに村の人々がいろいろ発言するようになったり、紛争を見てみなが楽しがっていたり、紛争解決に絡んでいく人やおせっかいをかけていく人たちが出てきたりして、そういうものがやはり村を動かしている。そのような点を見逃さずに捉えていくことができる概念として、紛争転換という概念を使うことができるかと思う。これが、私が個人的に面白いと考える点である。そのような関心から共同研究に参加させてもらっている。

友枝

私の印象では、かつて川島武宜などがやったことと問題設定がかなり近いと思う。そういう意味で面白い。僕が見ている、法人類学が生き延びる、学問的に貢献するというのとは一つこういうところかと思った。マイナーな点だが、概念の整理のところに少し違和感があった。概念の整理というのはあるテーマを説明するためにあるのだから、極論すれば恣意的でかまわないのだが、『紛争の諸類型』という千葉先生の本を私は読んでいないが、競争という概念を入れてくることに社会学の立場からすると違和感がある。紛争を論じるときに、なぜ競争が入るのか。例えば経済学という市場競争は紛争ではないだろう。ルールがあってそこでお互いにやっているというコンペティションなので、社会学では紛争の中には競争は入れない。千葉先生がなぜここに入れられたかという主旨を教えていただければと思う。

石田 私もこれをそのまま踏襲するのではなく、考える上でのきっかけにしたい。千葉先生の本の中では、競争とは争われる対象が社会的主体の外部にあるということのようだ。社会的主体の内部にあるか外部にあるかという点で分類している。私は、争論を考えると、法律学で言うところの紛争が争論であって、実は争論というのはこの全体の紛争のうちの一部であるということ指摘した千葉先生の主張が面白いと思い、これを引用した。今先生がご指摘くださった競争には気をつけて、共同研究で他のメンバーの意見も聞いてみたい。

友枝 ついでに申し上げますと、社会学では社会関係を、競争的な社会関係と闘争的な社会関係に分ける。闘争という場合、教科書的に言うとルールがなくて争う場合である。競争の場合はルールを共有している。競争は、ルールを共有しているが成果に関してはゼロサム的事情があり、持つ者と全く持たざる者が出てくる。私が授業で言うときは、普通のプロセスは競争であり、ルールがないデスマッチは闘争である。struggleという言葉とコンフリクトが近いと私は思っている。おそらく経済学でも、競争というときには、企業間の競争のように、ルールにのっとっていることが前提だろう。そのあたりも考えていただけるとありがたい。

石田 ありがとうございます。さきほど加藤さんがおっしゃった点については、紛争の積極的側面、法化の積極的側面、更に言えば訴訟行動の積極的側面というものがあると思う。もちろんそれが紛争転換の議論とどう繋がるかは別の話である。基本的には「積極的」というような価値付けをあまりしたくないが、例えば訴訟行動の積極的側面とは、特定の訴訟を通じて政策実現が可能になるような一つの流れが作られるようなこと、あるいは自分の主張を実現することなどが挙げられるだろう。おっしゃっているのはこういうことかと思ったが、また研究会で議論したい。

馬場 (京都大学文学研究科)

素朴な質問だが、ADRとして想定されている長老裁判といったものが、どのレベルでのどういう事例なのか、イメージがわからなかったので教えていただきたい。勘違いしているかもしれないが、ある地域には様々な紛争処理の方法がきつといくつもあり、それらが並列的であったり重層的だったり、すぐ変わってしまったりしていると思う。そのようなものの中から何かはADRとして評価されたり、翻訳されたり、理論化されたり、定義づけされたりしていく。これらは、より大きな現代枠組みとしてのグローバル化、市場経済化、リベラリズムなどの流れの中で上手く利用される、一つの装置になってしまう危険性があるのではないだろうか。例えば植民地時代に長老制など色々なものが利用されてきたという、

人類学でおなじみの過去があるが、それらと今回新しく注目していこうとしていることがどのように違うのか、教えていただきたい。

石田 例えば ADR 開発において、地域密着型 ADR を適正技術として考えるときに、それが何であるのかということを一きなり一般化することは難しい。しかし、今ご指摘のとおり、支配と統治の中で、東アフリカなどでは長老裁判の事例は、司法ではなく行政のほうで利用され、チーフは支配のための末端となっていた。現在その名残はあり、例えば私はケニアで調査しているが、行政の末端における草の根の紛争処理という形で、そのような活動がされている。つまり固有の紛争処理を、ある種のフォーマルセクターにおいて、より積極的に構築し利用を促進していくならば、そこには可能性よりも課題の方が多いただろう。議論が長くなってしまうので上手くまとめられないが、非常に難しい問題である。

中川（大阪大学）

ADR の具体的な例を少し知りたい。長老会議という例が一つ出ていたが、人類学者がぱっぱと 3 つほど考えれば、すぐに思い浮かぶ、ローカルな Dispute を解決する方法として鶏を殺すオラクルがある。半分冗談で半分真面目な質問だが、オラクルやくかたちなど、そのようなものは取り入れるのかという質問である。半分冗談だと言ったのは、おそらく取り入れないだろうということ。半分真面目だというのは、取り入れないときにフィルターがかかっているのではないかということである。そのフィルター自体に、代替的なものではなく、メインストリームの紛争解決のフィルターが入っている。結局、「代替」といいながら、メインストリームのものが入っている可能性はないだろうかという意図である。

石田 オルタナティブというのは、代替的という言葉だが、おそらく今先生がおっしゃったように、ADR が現実に議論されるときはほとんどが「補完」になってしまっているだろう。つまりフィルターがかかっている。私の調査地でも実際にいわゆる神判／試罪法のようなものがある。つまり、何々したらこうなるぞと家畜を殺したりする。また、公式裁判所でも、どうしても解決できないときには、例えば判決文、命令の最後の方で、「伝統的な方法を使って紛争を処理することについて、当事者がそれらに訴える自由はある」という文章が書いてある。実際に村でも行われている。フォーマルな場で「補完的」に ADR が議論されているときには、家畜を殺し、その血液を使って何かをやるとか、そういうことは議論になってこないだろう。

しかし、オルタナティブということを考えるときに、先ほども出たが、イデオロギーや、それが何のオルタナティブなのかということ、いきなり一般化して言うのは危険だろう。今ご指摘いただいた点はものすごく大きな課題になると思う。なぜならば、「代替」は基本的に無限だからである。例えば、裁判所を 1 とし、そうではないものを 2 とする。出発点を定めるが、それ以外は全てオルタナティブなので、オルタナティブを選定すること自体を、研究対象として想定できる。そこで批判的に物を考えるときは、代替的に出てきたものは何なのかということ、そこに潜むもうひとつのイデオロギー、例えばメノナイトとは何かということを考えていきたい。

もうひとつ、先ほどお答えできなかったが、日本で行われている民間の活動や ADR とされているものの具体例だが、例えば土地の境界紛争などの例が「臨床と対話」の報告書に載っていた。実際それは、プロジェクトに関わっている方が講師としてお話になっていて面白かった。詳しいことは覚えていないが、色々な実例が出ていたと思う。

栗本 今の中川さんの意地悪な質問に対して、もし私が ADR の実践化ならこう答えると思う。中川さんのおっしゃったような方法は、犯人を特定して罰するための方法的な方法であり、ADR の理念である修復的司法とは相容れない。

中川 すると長い質問が待っているが、それはまた後で。

栗本 それでは予定の時間が来ました。石田さん、どうもありがとうございました。

注

- 1 ゼア、ハワード『修復的司法とは何か』新泉社、2003年、152-153頁。
- 2 前原宏一「修復的司法と裁判外紛争処理（ADR）」細井洋子ほか編『修復的司法の総合的研究』風間書房、2006年。ただし、前原論文では、この引用文の直後に、別の見方がある点を付記している。すなわち、それぞれの究極において、ADR はあくまでも民事司法に対する補完であり、RJ は刑事司法に対する代替をめざす点で異なっているという。